

第九号

徳島県地球温暖化対策推進条例の一部改正について

徳島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

徳島県地球温暖化対策推進条例（平成二十年徳島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改める。

第八条第六号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第三十一条第一項中「エネルギーの消費量との対比における」を削り、「性能」を「一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能」に改める。

第三十三条第四項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条第六号、第三十一条第一項及び第三十三条第四項の改正規定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

提案理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地球温暖化の定義を改めるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。